

追加型証券投資信託

ピクテ・ウォーター・ファンド

約款

訂正後	訂正前
(信託事務の諸費用) 第41条 ① <略> ② 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報その他の法令により必要とされる書類等の作成、届出、交付、提供に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 ③～⑥ <略>	(信託事務の諸費用) 第41条 ① <同左> ② 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 ③～⑥ <同左>
(運用状況に係る情報の提供) 第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条 第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。  ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。	(運用報告書に記載すべき事項の提供) 第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条 第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。  ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。